

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	関西支店
拠点の所在地	大阪府大阪市中央区久太郎町1丁目9番26号 ルーシッドスクエア船場9階

※2024年6月現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
16	10	33,719	20,489	39.2%

・マージン率とは
派遣先より株式会社ネオに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

・マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病予防検診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(インターネット等)
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (教育訓練・事務管理等)
	福利厚生費	福利厚生CLUB利用料
営業費用	管理スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等	
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

2. 教育訓練に関する事項

- ・情報セキュリティ教育
- ・ビジネスマナー教育
- ・人材派遣のシステム(基礎)
- ・各種PC研修

3. キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先

- ・本社管理部 TEL:052-569-1316

4. その他参考と認められる事項

愛知県情報サービス産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他サービスが受けられます。

※社会保険加入者のみ

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 8 年 3 月 31 日)

締結していない